

(3) 介護サービス施設等の防災対策等について

ア 介護サービス施設等の防災対策への取組

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護サービス施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策等の強化に努めるよう、管内の介護サービス施設等に対して指導するとともに、建築基準・指導、消防、防災等の担当部局との情報共有、連携に万全を期されたい。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している介護サービス施設等においては、

- ① 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ② 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等、防災対策に万全を期されたい。

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

なお、特別養護老人ホーム等の介護サービス施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、本日、3月5日（金）までの提出をお願いしているのでご協力ををお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査フォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

(5) 介護サービス施設等における木材利用の推進

介護サービス施設等社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用

した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

2 地方分権に係る介護保険法等の改正について

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に策定された、地方分権改革推進計画が平成21年12月15日閣議決定され、これに沿った、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）が今国会へ提出されることとなっている。

具体的には、老人福祉法、介護保険法上の施設（軽費老人ホームを除く。）、事業所について、サービスの人員・設備・運営基準を都道府県等の条例で定めることとなる。なお、人員配置基準・居室面積基準・人権侵害防止等に関する基準（身体的拘束の禁止、事故発生時の対応等）については都道府県が従うべき基準を、利用定員については標準を、その他については参酌すべき基準を国が設けることとしている。

「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」については、地方分権改革推進計画において、以下のように記載されている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

同法案による老人福祉法、介護保険法の改正は、平成23年4月1日に施行することとされており、各都道府県（地域密着型サービスについては市町村）におかれては、法施行日までに条例を制定することとされている（ただし、平成24年3月31日までは、条例未制定の場合は国の基準によるとの経過措置あり。）。

国の基準については、法案が通常国会で成立した後、社会保障審議会（介護給付費分科会）への諮問・答申を経て秋ごろに定めることになるが、各都道府県及び市町村におかれては、制定する条例が多数にのぼることから、予め検討作業を進める等、準備を進めていただくようお願いする。

3 未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について

（1）調査の趣旨

平成18年度より有料老人ホームの定義が拡大したこと等を受け、これまでも累次にわたり、担当者会議や通知を通して、有料老人ホームの把握、届出促進及び有料老人ホームにおけるサービスの質の向上に向けて取り組むよう要請してきたところである。

しかしながら、昨年3月19日、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し10名の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生した。高齢者が入居する施設において、火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。さらに、この施設は有料老人ホームに該当しうる施設として実態を調査中であったが、老人福祉法に基づく届出は行われていなかったとのことである。このような状況に鑑み、未届の有料老人ホームに該当する施設の届出促進及び処遇改善等に係る緊急点検を実施し、その結果については、昨年5月28日に報告したところである。

今般、10月31日現在における未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出状況及び入居者の処遇についての指導状況に関するフォローアップ調査を実施し、都道府県より報告を受けたものについて取り纏めたものを報告したところである。

(2) 調査結果について

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対し指導を行った結果、届出が行われた施設数は176施設であり、10月31日現在で未届の有料老人ホームに該当しうる施設は389施設となっており、一定程度届出が進んだものの更なる取り組みを徹底する必要があるものと考えられる。また、入居者の処遇等の改善を図るため、届出の指導とあわせて、夜間の人員配置や、プライバシーの確保などの、入居者の処遇等に係る指導も、前回に引き続き実施してきたところである。

(3) 今後の対応について

関係部局や市区町村と連携して、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導の徹底を図るとともに、併せて平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する助成制度の積極的な活用の周知を図り、一層の防火安全体制の確保する旨の通知を、都道府県に対して発出し要請したところである。こうした点を踏まえ、有料老人ホームの把握と届出促進、サービスの質の向上に向けた指導を行っていただきたい。

また、未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する届出や指導等の状況については、平成22年10月末時点における第2回フォローアップを行う予定である。

4 特別養護老人ホームにおける医師・看護職員と介護職員との連携によるケアの実施について

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引や胃ろう等の医療的ケアに関しては、昨年2月から、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方～に関する検討会」において検討を行ってきたところである。(第1回…2月12日、第2回…6月10日)。

第2回検討会において、特別養護老人ホームの医療的ケアのうち、行為の危険性や夜間実施の頻度等を考慮して、

- ① 口腔内のたんの吸引
- ② 胃ろうによる経管栄養

について、看護職員と介護職員の役割分担等を整理した上で、具体的なモデル事業を実施することとされたところである。

※ 例えば②の胃ろうによる経管栄養のうち、チューブの接続等は看護職員が行うなど、連携・役割分担を明確にしている。

モデル事業は、以下の形で実施

- ① 各施設の指導看護師に対して研修を実施（平成21年9月1日・2日実施）
- ② 施設内で、実施する介護職員を特定し、その介護職員に対して指導看護師が研修・指導を実施。
- ③ 各特養において、看護師の指導・連携の下で介護職員が口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養を実施（～平成21年12月／125施設）し、その結果を評価・分析（平成22年1月・2月）

3月に第3回検討会を開催し、モデル事業の実施状況を検証し、介護職員による医療的ケアの在り方についてさらに検討する予定としているのでご了知願いたい。

5 高齢者居住安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の一部改正について

高齢者が安心して暮らし続けることができる社会の構築に向けて、高齢者の状況に応じた住まいの場と介護、生活支援等のサービスを確保するための対策を強化していくために、「高齢者の居住安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が一部改正された。具体的には、基本方針の拡充、都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進、高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善、持家のバリアフリー化の推進があげられる。

(1) 法改正等の概要について

ア 基本方針の拡充

住宅施策と福祉施策が一体となった高齢者の住まいの安心確保のための取り組みを進めるため、国土交通省の所管する高齢者住まい法が、厚生労働省と共同で所管する法律に改められた。これに伴い、国土交通大臣と厚生労働大臣が基本方針を定めることとされ、平成21年8月19日に告示したところである。

なお、この基本方針では以下の事項を定めている。

- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標の設定に関する事項
- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
- ・高齢者居宅生活支援体制の確保に関する基本的な事項 等

イ 都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定

都道府県は、基本方針に基づき、以下に掲げる事項を定める計画を策定することができる。

- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
- ・高齢者居宅生活支援体制の確保に関する基本的な事項 等

計画を策定する事業は、国土交通省が実施する地域住宅交付金の基幹事業の対象となり得るので、当該助成制度を活用し、積極的に計画を作成されたい。なお、この際、市町村が定める高齢者居住安定確保計画を策定する事業も同様に対象となり得るので、当該助成制度を活用し、積極的に計画を策定するよう管下市町村に周知されたい。

また、都道府県が計画を作成するに当たっての区域内の市町村への協議を規定しているなど、地域における福祉行政の主体である市町村との連携を重要としていることに鑑み、市町村の意見が適切に反映されるよう、配慮されたい。

ウ 高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

(ア) 整備・管理の弾力化

高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能とする。

(イ) 高齢者生活支援施設への補助制度の創設（高齢者等居住安定化緊急促進事業）

高齢者向け優良賃貸住宅又は公共賃貸住宅団地と一体的に整備される高齢者生活支援施設（デイサービスセンター、交流施設等）について、地方公共団体の負担を求めず国のみによる直接補助を実施する制度を創設する。

また、高齢者が在宅生活を長く続けられるなど、民間やN P O法人等による高齢者の住まいに関するモデル的な取り組みを公募して国が支援する制度を創設する。

(ウ) 税制優遇措置の拡充

高齢者居宅生活支援サービスと合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充を行うこととなったので、住宅部局と連携のうえ貴管下市町村、高齢者、高齢者に住宅を賃貸する者、高齢者のための相談・情報提供等を行う者等に内容を広く周知されたい。

○高齢者向け優良賃貸住宅に係る税制優遇措置の拡充の概要

【所得税・法人税】

高齢者居宅生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅を新築又は取得した場合、割増償却5年間40%増（耐用年数35年以上のものは55%）

【固定資産税】

国の補助を受けて整備する高齢者向け優良賃貸住宅内の関連施設も対象に加える（5年間に1/3に減額）

(エ) 高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅（高円賃）について、登録基準が設けられ、都道府県知事による指導監督権限が強化される。

○平成22年5月19日以降は下記登録基準を満たす賃貸住宅のみ高円賃として都道府県に登録することができる。新制度への円滑な移行の観点から、平成21年11月19日から事前に申請を行うことができる。なお、高齢者円滑入居住宅の登録基準は高齢者専用賃貸住宅（高専賃）にも適用される。

(規模)

- ・1戸当たりの床面積は25m²以上
- ・居間、食堂、台所等、高齢者が共同して利用するために十分な面積を有する共同の設備がある場合は18m²以上

(設備)

- ・原則として各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室
- ・共同部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えた場合は、各戸が水洗便所と洗面設備を備えていれば可

(賃貸住宅の賃貸の条件)

- ・前払家賃等の算定の基礎が書面で明示されていること
- ・前払家賃等について、賃貸人又は賃貸条件型サービスを提供する者が返還債務を負うこととなる場合に備えて銀行の前払家賃等に係る債務の保証等が講じられていること
- ・賃貸条件型サービスを提供する契約を締結する場合、住宅に係る賃貸借契約とは別に、提供されるサービス内容及びその対価として受領する金銭の概算額が書面で明示された契約を締結しなければならない。

※高円賃・高専賃の登録制度のスケジュール

平成21年 5月20日 改正高齢者住まい法公布

平成21年 8月19日 高円賃制度にかかる部分以外の施行

平成21年11月19日 新しい登録基準による事前申請開始

平成22年 5月19日 高円賃制度に係る部分の施行

→規定の要件を満たし、再度登録手続きを行わない限り、高円賃登録はすべて抹消される

- ・これに伴う適合高齢者専用賃貸住宅に係る届出の再提出は不要であるが、登録基準を満たさなくなったこと等により登録が消除された場合、当該住宅において介護等のサービスが提供される場合には、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出が必要となる。これを踏まえ、住宅部局と福祉部局との情報共有等密接な連携に努められたい。
- ・平成22年度予算における高齢者居住安定化推進事業（国土交通省予算：160億円）で、福祉施設・医療施設等の生活支援施設を併設する高齢者向け住宅の整備に対し地方公共団体の負担なしで国が直接助成できる制度の拡充を行うことや、従来の高齢者世帯の居住の安定化に資する先導的事業に、障害者世帯及び子育て世帯を加えた形で、先導的事業に対して助成を行うこととされているので、住宅部局や民間の住宅福祉・医療関係者と連携して本予算の周知を図られたい。

(才) 持家のバリアフリー化の推進

税制・予算において、支援策の充実を図ることとしている。

具体的には、バリアフリー改修促進税制の延長とともに、新たに自己資金で住宅のバリアフリー改修工事等を行う場合にも利用できる減税制度を創設する。また持家のリフォームに要する費用について、生存時は利払いのみで融資を受けられる制度（リバースモーゲージ）の拡充を行う。

○住宅に係る投資型減税（バリアフリー改修工事等の住宅に係る各種改修等の促進等）

（平成21年度改正により創設）

【所得税】

一定のバリアフリー改修工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限200万円）の10%をその年分の所得税額から控除

○住宅に係るバリアフリー改修促進税制（5年延長）の概要

【所得税】

一定のバリアフリー改修工事に係る借入金（上限200万円）の年末残高の2%を5年間所得税額から控除

（カ）その他

- ・ 改正法の審議において、衆議院・参議院ともに付帯決議がなされており、高齢者向け賃貸住宅や高齢者居宅生活支援施設の適切な運営が確保されるよう、指揮監督に万全を期すよう指摘されているため、その趣旨を了知のうえ努められたい。
- ・ 施策の推進に当たり、住宅分野と福祉分野との連携をより一層進めること。例えば、高齢者がその心身の状況に応じた住まいを選択できるよう、高齢者に対する情報提供体制の整備について、地域包括支援センターの活用を含めて検討されたい。
- ・ すでに「介護保険事務処理システムに係る資料（確定版）及び記載例の送付について」（平成21年3月24日付け厚生労働省介護保険課・老人保健課事務連絡）において、周知したところであるが、既存のサービス事業所の届出留意事項で、特定施設入居者生活介護については、「介護専用型」及び「混合型」の区分が新設された。よって、担当者においては、事業者から新たな区分による届出が提出され事業所台帳への変更項目が確実に反映されるよう周知徹底をお願いしたい。

6 介護サービス指導者等養成研修等事業の実施について

本事業は、平成22年度予算（案）において創設することとしており、介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や質の確保が必要な事業

における都道府県研修の指導者等を養成し、質の高い介護サービスの全国展開に資することを目的とし、以下の事業を実施することとしている。

本事業は民間団体へ委託することにより国が実施することとしており、委託額の確定等のため、平成22年度の受講者数等について事前に調査することとしているので、各都道府県におかれでは、管内市町村に対し周知いただくとともに、調査へのご協力をお願いする。

なお、従来実施していた介護サービス適正実施指導事業は、昨年11月に開催された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「地方に移管」との評価結果が出されたことを踏まえ、当該事業を地方に移管等のうえ国庫補助を廃止することとしたところである。

都道府県におかれでは、介護相談員養成研修等事業等地方に移管された事業について、その重要性に鑑み、引き続き事業を継続されるよう、特段の配慮をお願いする。

○ 介護サービス指導者等養成研修等事業（平成22年度創設）

- ア 介護相談員指導者養成研修事業（高齢者支援課）
- イ ユニットケア指導者養成研修事業（高齢者支援課）
- ウ 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携強化のための研修事業（高齢者支援課）
- エ 地域包括ケア推進指導者養成事業（振興課）

----- 介護相談員指導者養成研修事業（案） -----

1 目的

本研修は、介護相談員（経験者を含む。以下同じ。）を対象に、地域における介護相談員養成研修及び現任研修の指導者養成を目指すものである。

介護相談員は、地域において直接利用者・家族等から相談を受け、利用者・家族等の声を介護保険施設・事業所等に伝え、サービス内容の改善を図る等重要な役割を担っているところ。地域で活動する介護相談員を増やすこと、また、現職の介護相談員の質的向上を図ることが喫緊の課題である。

このため本研修では、介護相談員として活動するための知識及び相談活動技術について指導することのできる能力を備えた介護相談員指導者を養成することに

より、地域における介護相談員の育成に資することを目的とする。

(研修目標)

- (1) 介護相談員に必要な知識及び相談活動技術の再履修
- (2) 介護相談員に必要な知識及び相談活動技術について指導するための技能の習得
- (3) 現任の介護相談員に対して、介護相談員の資質向上のために必要な知識及び相談活動技術について指導するための技能の習得
- (4) 介護相談員からの質問等に対し、スーパーバイザーとしての役割を果たすための知識及び技能の習得

2 研修対象者

以下の要件を満たし、介護相談員養成研修及び現任研修の講師（指導者）を務めることができる者

- (1) 介護相談員に係る研修（養成研修40時間、現任研修10時間）を受講している者
- (2) 介護相談員活動業務に精通し、介護相談員指導者としての資質を備えた者
- (3) 市町村が推薦するもの（旧職歴者も可）

3 業務内容

以下に示す内容に基づき、介護相談員指導者養成のための研修業務を実施するものとする。

(1) 研修業務

研修業務については、下記の研修内容を4日間にわたり実施するものとする。

- ア 介護相談員養成研修及び現任研修において指導すべき知識及び相談活動技術の習得…8時間程度
- イ 事例検討グループワーク、フィールドワーク実習指導法…16時間程度
- ウ 適切な指導技術・方法の習得及び模擬講義の実施…8時間程度（分科会形式）

- (2) 募集要項及び募集申請書の作成・配布に関する業務

- (3) 修了証書の発出業務

4 特記事項

本事業は、上記のほか、以下を満たす者に委託する予定であること。

- (1) 介護相談員業務について一定の知見を有していること。
- (2) 過去に高齢福祉や介護相談員に関する研修事業を行った実績があること。
- (3) 研修後も介護相談員に関する情報提供等が可能であること。併せて研修修了者から就業状況等の情報提供が可能であること。

7 ユニットケア指導者養成研修事業等の実施について

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、それは、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるような個別ケアの実践と生活支援により支えられる。そのようなケアや支援を実現するため、高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせる個室型ユニットの普及を推進している。

ユニットケアは、画一的な方法ではなく、個人の希望や状態に応じて柔軟に対応する必要がある。ユニットケアを推進するに当たっては、ユニットケアに関する情報の普及が必要であるため、都道府県・指定都市においては、次の研修を活用し、ユニットケアに関する適切な情報の普及のために御協力をお願いしたい。

(1) 施設整備担当者研修・サービスマネジメント担当者研修について

ユニットケアにおけるハード面の整備は、設計の段階から高齢者の生活を理解した計画が必要である。設計の段階における的確な指導や助言が、その後の適切な介護実践につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、担当職員がユニットケアへの理解を深め、相談業務等に活かせるような、講義演習形式の研修を実施している。

また、ユニットケアにおける設えや介護の実践は、従来型のものとは異なるものであるため、高齢者の具体的な生活像やユニットケアの特色を充分理解した上で、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要がある。

このため、平成22年度は、施設整備担当者研修・サービスマネジメント担当者研修を国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において、6月と7月に開催を予定しているのでご了知いただき、研修への積極的な参加をお願いしたい。

なお、昨年度まで実施していた施設整備担当者・指導監督担当者研修については、対象が指導監督担当者に限られたものでないことから名称を変更し、施設整備担当者研修・サービスマネジメント担当者研修とする。

(2) ユニットケア研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するにあたり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容を実施していただいているところである。

都道府県・指定都市においては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催及び受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いしたい。

また、ユニットリーダー研修の実施にあたっては、ユニットケアの正しい理解と実践力を備えた即戦力となる指導者の育成が必要であるため、平成18年度からユニットケア指導者養成研修を実施しているところである。本年度のユニットケア指導者養成研修修了者は15名（累計93名）の予定となっているところである。

都道府県・指定都市においては、ユニットケアの普及に向け、ユニットケアにかかる研修の主体として、ユニットケア指導者養成研修受講者の確保につきご配慮願いたい。

8 介護関連施設における介護事故防止と感染対策について

介護関連施設内における事故防止並びに感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において施設の講ずるべき措置及び事故や感染症等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

(1) 介護事故の防止について

介護施設等におけるケアの質に関心が高まる中で、介護に関連する事故が注目されている。事故による負傷等は入所者の生活の質を低下させ、また重度化につながることから、事故の発生を防止することが重要となる。

都道府県・指定都市においては、施設内における適切な感染対策の指導の一環として、「介護における事故防止及び感染症対策推進事業」を実施していただいているところであるが、平成22年度においては地方に移管された事業となるため、その重要性に鑑み、引き続き事業を継続されるよう、特段の配慮及び施設内の事故防止や感染対策体制整備に向けた支援をお願いしたい。

(2) 感染症対策について

例年、冬季においては感染症の集団発生が見られるところであり、次のことについて御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

ア 新型インフルエンザ（A/H1N1）については、「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」（平成21年10月8日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）及び「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名）を踏まえ、対策の周知徹底を図ること。

(参考)

- ・「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」
(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/10/dl/info1013-03.pdf>)
- ・「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」
(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/12/dl/info1214-02.pdf>)

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、昨今の状況を踏まえ、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）の通知、また、「ノロウイルスに関するQ&Aについて」（平成18年12月8日健感発第1208001号、食安監発第1208002号厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）等を踏まえ、対策の周知徹底を図ること。

ウ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年、東南アジアを中心に流行しているほか、ヨーロッパでも発生が確認されるなど、依然として流行が継続・拡大しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が指摘されている。

厚生労働省においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」等を作成しているので、これらを踏まえた対応を徹底すること。

(参考)

- ・「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」

[\(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/pdf/07.pdf\)](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/pdf/07.pdf)

エ その他、多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚労告268）に基づき、適切な対応を徹底すること。併せて、平成16年度に取りまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>) に掲載しているので、引き続き、管内の高齢者福祉施設等に周知徹底すること。

9 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第5条に基づく老人の日記念事業として昭和38年度より実施されており、その年度に百歳を迎える高齢者の方々に内閣総理大臣より祝状及び記念品（銀杯）の贈呈を行っているところである。

平成22年度も同様に表彰を行う予定であるため、以下の事項に留意の上ご協力を
お願いする。

（1）平成22年度百歳高齢者表彰のスケジュール（案）

平成22年度の百歳高齢者表彰についてのスケジュールは概ね以下のとおりであ
る。

平成22年度 百歳高齢者表彰のスケジュール（案）

月日	事務内容		提出〆切
平成22年 2月 上旬	百歳高齢者関係調査（1）依頼 ① 贈呈対象者数調査		3月16日
3月			
4月			
5月 上旬	在留邦人戸籍確認 依頼		6月上旬
	百歳高齢者関係調査（2）依頼 ① 贈呈対象者の氏名確認調査 ② 百歳以上高齢者数調査 ③ 国内最高齢者調査 ④ 地域で話題の高齢者調査		7月上旬 9月上旬 9月上旬 9月上旬
6月			
7月 上旬	対象者の氏名確定		
	百歳高齢者関係調査（3）依頼 ① 贈呈対象者数最終確認 依頼 ② 銀杯・紙筒の自治体送付数最終確認 依頼 ③ 記念品送付先登録 ⑤ 取材問い合わせ先登録		9月上旬 8月中旬 8月中旬 8月中旬
8月 下旬	記念品の送付		
	祝状の引き渡し		
9月 上旬	贈呈対象者数 確定		
	贈呈対象者数 最終確認		9月上旬
中旬	閣議		
	閣議後、資料を公表		

(2) 贈呈対象者調査にあたっての留意事項

本行事は、長寿を祝い、かつ、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝し、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることが目的であることからも、本来表彰される方が表彰対象者等から外れるといったことがないよう、都道府県、指定都市、中核市をはじめ管内の市区町村に対して、表彰対象者等の異動にかかる報告体制について遺漏のないよう周知願いたい。